

# 令和3年度 事業実績報告書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

特定非営利活動の種類に定める諸事業活動を次のとおり実施しました。

## 大東市との委託契約に基づき実施した事業

### ○ 総合相談・支援事業

#### 総合生活相談

##### 1.目的

住民の自立支援および福祉の向上を図るため、大東市立野崎人権文化センターを拠点とし、生活上の様々な課題や住民ニーズを発見、対応することを目的として、総合生活相談事業を実施することとする。

##### 2.内容

- ・電話相談・来所相談・家庭訪問による相談と自立支援等のための適切な助言。
- ・適切に自立を支援する事業を検討し、必要な機関との連絡調整を行う。
- ・フォローアップや見守りなどの継続的な支援。
- ・広報、啓発、住民交流等の活動を行うこと。
- ・その他、住民の生活上の様々な課題や住民ニーズ等を発見し、対応にかかる活動を随時行っている。

##### 3.事業実績

相談実人数 72人 延べ支援回数 345回

#### 人権ケースワーク

##### 1.目的

住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、人権侵害を受け、また、受けるおそれのある住民が、自らの自主的な判断により、課題を解決することが

できるように事案に応じた適切な助言や情報提供などを行い、支援するとともに、人権相談を通じて行政ニーズの的確な把握により、課題解決のための施策の有効かつ効果的な推進に資するための人権ケースワークを実施する。

## 2.内容

- ・相談者の電話、来所、家庭訪問等における相談。
- ・関係相談機関に対して紹介、とりつぎ、フォローアップ 等。
- ・人権問題の実情及び課題ならびに地域ニーズの把握。
- ・広報、啓発活動 等。

## 3.事業実績

相談実人数 2人 延べ支援回数 4回

## 就労支援

### 1.目的

本事業は、住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、地域就労支援センターに就労支援コーディネーター(以下、[コーディネーター]という。)を配置し、物理的、心理的、社会的等、さまざまな就労阻害要因があるため、雇用・就労を実現できない就職困難者等に対し、就労支援に関する相談及び情報の提供等を行うことにより、就労阻害要因の解消、軽減を図り、雇用・就労を実現するものである。

### 2.内容

- ・雇用・就労に関する身近な相談窓口
- ・就労困難者等と個別面談、就労阻害要因の抽出・整理
- ・相談内容に関わる関係者との連絡調整
- ・活用できる各種施策の収集・情報提供
- ・活用するにあたって、関係機関への誘導
- ・就労ケース会議・コーディネーター会議の参画
- ・阻害要因克服に資するサポートプラン作成、実践への助言
- ・サポートプラン実践者との日常的な連携、実践を終えた就労困難者等をハローワーク等への誘導

- ・就職した後の定期的な雇用・就労状況の確認
- ・個別ケースの評価、とりまとめ
- ・求人検索用のパソコン管理運用
- ・その他、仕様書の目的を達成するための活動

### 3.事業実績

相談実人数 36人 延べ支援回数 286回

## 進路選択支援

### 1.目的

住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、すべての子どもたちが家庭事情や経済的理由等により進学をあきらめることなく、また、進学後においても中退することなく卒業から就職へ子どもたちそれぞれの夢や希望を実現することを支援するため、相談活動を通じて奨学金活用、進学後の継続相談、自主活動や学習機会等の情報提供、高校中退者等の地域における支援体制づくりや個々の青年のニーズへの対応等を行う。

### 2.内容

- ・奨学金等制度の周知や制度活用のための支援
- ・働く意欲を高揚するための支援
- ・学校や地域及び他の相談事業と十分な連携
- ・ニーズに応じた個別の支援計画を策定
- ・再学習の支援または情報提供

### 3.事業実績

相談実人数 7人 延べ支援回数 26回

### ●事業の効果

・コロナ禍の緊急事態宣言が発令された期間中は、電話による対応を中心に行い、緊急性のあるケースについては新型コロナウイルス感染症予防対策を講じたうえで、必要に応じて家庭訪問、同行等支援を行った。

- ・相談・支援にかかる各種委託事業の実施については、専門支援員が専従し、関係

機関との連携を図りながら職務の遂行に努めたことにより、生活困窮や地域での困りごと、通院や手続き等の不安を抱えている対象者の同行支援等伴走型支援を行い、さまざまな分野の相談に対応することができた。

- ・生活相談支援については、深野地区や新たに西部地区での出張相談を実施。当センターから離れた地域に住む方に向け、特に単身高齢者や身近に相談する相手、場所が分からず孤立しがちである高齢者を中心とした相談に対応することができた。
- ・就労支援については、ハローワークへの同行やキャリア・インサイトを利用して自身の就労適正をアセスメントする等、就労に繋がった。
- ・昨年度に引き続きコロナ禍での相談業務であったが、令和3年度もさらに大東市の各担当課との連携を強化し、定期的な会議や情報交換を行い、公的機関を活用し、必要なサポートの提供ができた。

## ○ コミュニティソーシャルワーカー事業

### 1.目的

地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭等の支援を要するあらゆる者、または、その家族・親族等の支援を通じて、地域の要支援者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進に資することにより、安心いきいきネットワークの構築を図ることを目的とする。

### 2.内容

- ・地域福祉の計画推進への支援
- ・セーフティネット体制づくり
- ・要保護者等に対する見守りおよび相談
- ・大東市への情報提供や地域との情報交換
- ・広報活動
- ・その他、必要な活動を随時実施

### 3.事業実績

相談実人数 35人 延べ支援回数 576回

(内、連携支援機関数344件)

## ●事業の効果

令和3年度は令和2年度より相談実人数は減少した。ただし一人当たりの支援に係る時間や回数、支援機関との連携回数が増加した。その理由として考えられることは、相談者一人に対しての通院同行(コロナワクチンの接種同行等も含む)の回数増加や関係機関からの依頼、突発的で複雑なケースへのきめ細かな対応のために昨年よりも更に多くの支援を必要としたためである。

コロナ禍が落ち着いていない中での支援ではあったが、コミュニティソーシャルワーカーの支援の特性上、緊急性のある対応や通院同行支援等は不可欠であった。

## ○ 大東市若者等自立サポート事業

### 1.目的

生活困窮者の中には、生活リズムの崩れや社会との関わりに不安を抱いている等の理由により、生活習慣や社会参加における課題があるため、まずは社会参加・職場体験等に通じた訓練を受けることが必要とする方がいる。このような生活困窮者に対して、体験活動やボランティア活動等の社会体験の機会を提供することにより、就労意欲を喚起するとともに社会参加意識の向上を図り、一人ひとりの状態に応じて支援を実施する。ついては、本業務において、様々な背景や要因が故に円滑な社会生活を営む上での困難を有している下記の対象者に対して、集団支援の場を創出・提供し、支援期間中に生活習慣の改善から社会参加の促進を図り、一般就労に結びつくよう支援をするものである。

### 2.支援対象者

大東市内に居住する概ね 15 歳から 39 歳までの、ひきこもり・不登校・ニート等の状態にある本人、またはその家族とする。

### 3.内容

- ・メール・電話・来所・訪問での相談と助言
- ・病院や必要機関の紹介や同行支援
- ・居場所「ジョブキャン」の実施

- ・体験活動による支援(昨年度より月 2 回の「働く」を学ぶ講座を実施)
- ・学び直し等学習に関する支援
- ・広報活動
- ・大東市・くらしサポート大東や、その他の機関との連絡調整
- ・その他の必要な支援を随時実施

#### 4.事業実績

相談実人数 本人 23 人 延べ支援回数 384 回

家族 17 人 延べ支援回数 56 回

#### ●事業の効果

昨年度に引き続き、コロナ禍の緊急事態宣言もあり、面談も含め、さまざまな活動の実施が難しかった。そのような中で感染予防を行いながら、できる限り利用者の状態やニーズに合わせて支援を実施した。

今年度は、個別支援に重点を置き、居場所支援や体験活動支援をできるだけ個々のニーズに沿った支援を行い、本人が興味・関心を持つことにつながるきっかけになったと思われる。

昨年度より、就労していた 3 名へフォローアップを行い定着し、仕事も継続できている。今年度は、新たに 1 名が就労へ至った。また、グループ活動等が少なかったこともあり、個々のニーズに合わせた個別支援に力を入れることで、本人たちの新たな一面への気付きにもつながった。

3 月には集団で集まるのが難しい中、感染対策をしながら調理体験でたこ焼きづくりを行った。個々の焼き方や具材等の違い、新たな発見を感じてもらえた様子であった。日常生活の中で人との関わりが多くない彼女たちにとって、どんな思いや感じ方があったかは、今後機会があれば傾聴したい。この調理体験が大東市若者自立サポート事業最後の取り組みとして実施できたことは、とてもいい時間になったと思われる。

#### ○ 大東市清掃管理等業務

清掃管理業務については、作業担当者等が市営住宅敷地内の管理清掃や緑地並びに公園等の日常清掃作業業務及び、年間 3 回の市有地草刈り清掃作業を実施した。

就労困難者のサポートとして、清掃業務の就労体験実施時にあたり、清掃後の達成感や働きを感じながら、意欲とコミュニケーション力を高めるための指導、助言を行いました。

- ・大東市営住宅管理業務
- ・緑地等の清掃維持管理業務
- ・野崎人権文化センター来客用仮駐車場清掃等管理業務
- ・大東市立野崎青少年運動広場清掃業務
- ・その他、年間 3 回の市有地草刈り清掃

## ○ 大東市立野崎人権文化センター指定管理者業務

指定管理者制度の導入により、人権が尊重されたまちづくりの拠点施設の役割を担ってきた大東市立野崎人権文化センター管理運営を当法人が指定管理者の指名を受け、2 期目の 5 年目を実施することとなりました。

\* 指定管理者期間(平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)

「差別撤廃・人権擁護都市宣言」・「大東市人権尊重のまちづくり条例」を礎に、「あふれる笑顔、幸せのまちづくり」すべての市民が享有できることを願い、大切な社会資源である「大東市立野崎人権文化センター」が担っている役割を遂行するため、職員一人ひとりが指定管理者であるとした自覚のもとで「業務遂行の基本」を念頭に置き職責に努めました。

令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により事業も制限されるなか、感染症対策を講じながら慎重に開催しました。

令和 3 年度の実施した事業は、以下のとおりです。

### ●人権啓発事業

- ・人権バスツアー

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ・人権パネル展

市民の人権意識の普及・理解の認識をより一層深めるため 2 回実施。

日時 令和 3 年 8 月 4 日(水)～11 日(水) 9:00～19:00

内容 「インターネットによる人権侵害」

インターネットの正しい理解が進み、障がいや理由とする偏見や差別が解消されるよう実施。

場所 大東市立野崎人権文化センター1階 玄関ホール  
参加 延べ26人

日時 令和3年12月6日(月)～11日(土) 9:00～21:00  
内容 「子どもの権利」  
場所 大東市立野崎人権文化センター1階 玄関ホール  
参加 延べ138人

#### ●広報活動

毎月1回、大東市立野崎人権文化センターだよりを作成し、身近な生活情報誌として、地域密着型の編集を行い、近隣地域・施設に配布しました。

#### ●調査・研究

調査・研究にかかる情報収集等については、公益財団法人人権教育啓発推進センター毎月発行の「アイユ」および一般財団法人大阪府人権協会等の人権関係団体情報資料の活用を行った。

#### ●相談支援

窓口や電話で相談があった場合、その都度対応。センターでは、今年度、17人の方から「ワクチン接種会場を教えてください」・「三和銀行が遠いため、解約してすべてゆうちょに切り替えたい。今まで入金・引き落としされていた分はどうしたらよいか」・「特別給付金の書類に訂正があるか、確認してほしい」などの相談を受け、それぞれの担当課等へ連絡し対応しました。

特に、ワクチン接種関連の相談、マイナンバーカードでの証明書発行方法などの相談が多くありました。

また、相談内容によっては、特定非営利活動法人大東野崎人権協会職員の人権擁護士・臨床心理士、精神保健福祉士などの専門員に引継ぎ、連携し対応しました。

#### ●自立支援事業

##### ・日本語教室

内容 生活や仕事、コミュニケーションで使う日本語に困っている幅広い国籍や年齢層の方々に楽しく日本語を学んでもらうため実施。

日時 令和3年度 34日  
毎週土曜日 14:00～15:30

場所 大東市立野崎人権文化センター 3階 大会議室・研修室  
参加 23人

国籍 中国 11 人、ベトナム 9 人、台湾 1 人、インドネシア 1 人、タイ 1 人  
年間参加延べ人数 245 人

#### ・寺子屋のぞき塾

内容 平成 26 年度途中から「すべての子どもに教育機会を」をスローガンに「寺子屋のぞき塾」として小学生、中学生の学習指導を行ってきました。平成 29 年度から教員免許取得者に来てもらい、指導内容は小学校の分数、中学 1 年生の数学の方程式、英語の文法など、わかるところからスタートでき、わからないところが聞ける個別学習を行った。苦手科目からやることも得意科目を伸ばすことも、本人のニーズに合わせて指導しました。

日時 毎週 火・木曜日 17:00~20:00 金曜日 17:00・19:00  
(1 コマ 50 分授業、週 2 コマ)

場所 大東市立野崎人権文化センター 3 階 大会議室など

参加 29 人 年間参加延べ人数 1,866 人

#### ●住民交流

##### ・なごみ

内容 市民の交流・仲間づくりを応援し団欒の場を提供するために実施。令和 3 年度もコロナ禍のため、実施できる日数が少なかった。牛乳パックで小物づくりや折り紙工作など実施。

日時 毎月第 2・3・4 木曜日 9:30~11:30

場所 大東市立野崎人権文化センター 2 階 講義室①または大会議室

参加延べ人数 181 人

##### ・のぞき彩

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

#### ●異年齢交流事業

内容 地域の高齢者や保育所・子育て支援センターの子どもたちや障がい者施設に通っている人たちとの異年齢交流を図った。

コロナ禍だったため、大根・人参の収穫のみ実施。

順番に畑にて収穫をしてもらった。

参加団体名称 野崎保育所・四条子育て支援センター

リバティのぞみ（障がい者施設てんとう虫）

日時 令和 4 年 1 月 7 日(金) 9:30~11:00

場所 野崎リフレッシュクラブ農園

参加 45 人

●生涯学習事業

・パソコン教室

内容 パソコンの基礎から学び、日常生活や住民相互の交流のつながりの機会を提供することを目的とし実施。

日時 令和3年7月6日～27日の火・金曜日 10:00～12:00

エクセル基礎コース(全6回) 参加 7人

令和3年10月5日～10月12日の火・金曜日 10:00～12:00

年間カレンダー作り(全3回) 参加 2人

令和3年11月30日～12月7日の火・金曜日 10:00～12:00

年賀状づくり(全3回) 参加 7人

場所 大東市立野崎人権文化センター 2階 パソコンルーム

参加延べ人数 64人

・ゆびでかくパステルアート教室

内容 心療内科や老人ホーム、保育所など、様々な場所で今後多く使用されるようになると言われていたパステルアートを受講してもらうことにより、幅広い年齢層の方に心のサポートを提供する目的として実施

日時 令和3年7月・11月 令和4年1月・3月の第4金曜日

(5・9月は予定していたが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

10:00～12:00

場所 大東市立野崎人権文化センター 3階 研修室または大会議室

参加延べ人数 16人

・夏休み小学生対象ゆびでかくパステルアート教室

日時 令和3年7月30日(金) 14:00～16:00

場所 大東市立野崎人権文化センター 3階 研修室

参加 2人

・手芸教室

内容 手づくりを通じて、生きがい・仲間づくりの機会を提供。

日時 令和3年7月21日(水) 14:00～16:00

ジェルキャンドルをつくろう 参加 6人

令和3年10月22日(金) 14:00~16:00

オリジナルバックをつくろう 参加2人

令和3年12月24日(金) 13:30~16:30

干支の木工作 参加19人

場所 大東市立野崎人権文化センター 3階 研修室または大会議室など

・料理教室(なごみキッチン)

内容 市民の交流・仲間づくりを応援し団欒の場を提供することと、生活文化の向上に役立ててもらうため実施。

日時 令和3年7月29日(木)・30日(金)

10:00~12:00 14:00~16:00 桜餅づくり

参加延べ人数 17人

令和3年10月27日(水)・28日(木)

9:30~12:30 13:30~16:30 チーズケーキづくり

参加延べ人数 23人

令和3年11月25日(木)・26日(金)

9:30~12:30 13:30~16:30 ロールパンづくり

参加延べ人数 17人

令和3年12月22日(水)・23日(木)

9:30~12:30 13:30~16:30 カレーパンづくり

参加延べ人数 22人

(4~6月、9月、1~3月は予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

場所 大東市立野崎人権文化センター 2階 調理室 和室など

合計参加延べ人数 79人

●研修等へ参加

- ・市町村就職困難者就労支援担当職員(就労コーディネーター)養成講座
- ・大東市児童虐待防止連絡会議 代表者会議
- ・精神保健福祉関係機関職員研修
- ・大阪府中小企業家同友会大東四條畷支部 月例会
- ・「相談事例研究会」(人権相談・啓発等事業)
- ・CSW ファシリテーション研修 基礎編
- ・大阪府相談支援従事者現任研修
- ・不登校・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
- ・雇用問題研究会

- ・認知症サポーター養成講座
- ・人権・部落問題学習を考える研究会
- ・よりそいネットおおさか(大阪府地域生活定着支援センター受託団体)
- ・大東市しみん人権講座
- ・就労支援コーディネーター研修
- ・市民じんけん講座
- ・大阪府人権総合講座(前・後期)
- ・食品衛生管理者養成講習会

## ○ 組織活動

開催予定であった令和3年度の理事会・総会は、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発出されたことを受け、参集形式による実施は中止となりました。

理事会・総会において協議される予定であった議案については書面議決により議決されました。

### 会議の開催

#### ・理事会(書面議決)

日時 令和3年5月25日(火)

- 議案第1号 令和3年度事業報告について
- 認定第1号 令和3年度決算報告及び監査報告について
- 議案第2号 令和4年度事業計画(案)について
- 議案第3号 令和4年度事業予算(案)について
- 議案第4号 役員の選任について

#### ・令和3年度通常総会(書面議決)

日時 令和3年6月6日(日)

- 議案第1号 令和3年度事業報告について
- 認定第1号 令和3年度決算報告及び監査報告について
- 議案第2号 令和4年度事業計画(案)について
- 議案第3号 令和4年度事業予算(案)について
- 議案第4号 役員の選任について